

青森県報

号外第五十五号

令和三年
六月十一日
(金曜日)

目次

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMサンワ八食店
八戸市大字長苗代字狐田五の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社八食サービスエイト
八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 上平靖文

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村ゆう	三・二・二五

四 届出年月日

令和三年五月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ柏店

つがる市柏上古川房田一四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目四の一

代表執行役 井上亮

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村ゆう	三・二・五

四 届出年月日

令和三年五月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和三年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口店

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤久誠

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	令和 二・三・一
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	三・三・一
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一三 代表取締役 指田努	変更なし	
株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原孝至	変更なし	
株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更なし	
株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし	
株式会社ブルービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	変更なし	

株式会社赤とんぼ
青森市新町一丁目二の八
代表取締役 夏目俊紀

変更なし

株式会社ライトオン
茨城県つくば市小野崎二六〇の一
代表取締役 川崎純平

株式会社ライトオン
茨城県つくば市小野崎二六〇の一
代表取締役 藤原祐介

令和
二・三・一

株式会社チヨダ
東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一
代表取締役 澤木祥二

株式会社チヨダ
東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一
代表取締役 杉山忠雄

二・五・一

株式会社ムカイ
静岡県静岡市駿河区中野新田二二
代表取締役 向井正太郎

二・八・三

株式会社メガネスーパー
東京都中央区日本橋堀留町一丁目九の一
N E W S 日本橋堀留町六階
代表取締役 星崎尚彦

変更なし

株式会社未来屋書店
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六
代表取締役 松田裕史

変更なし

株式会社菊池薬店
弘前市大字土手町一八
代表取締役 菊池清二

株式会社菊池薬店
弘前市大字土手町一八
代表取締役 菊池清長

令和
二・六・一

株式会社大創産業
広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四
代表取締役 矢野靖二

変更なし

株式会社K-GOLDインターナショナル
静岡県浜松市中区西丘町二七六の五
代表取締役 横田光夫

変更なし

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

変更なし

株式会社フレックスコーポレーション
青森市第二問屋町一丁目五の一五
代表取締役 加川澄子

株式会社フレックスコーポレーション
青森市第二問屋町一丁目五の一五
代表取締役 加川雄飛

令和
二・二・一

株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 鈴木直人	株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 廣瀬淳	二元・六一
北信テック株式会社 北海道函館市大川町八の二六 代表取締役 小甲徳之	変更なし	
株式会社A1テレコム 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	変更なし	

四 届出年月日

令和三年五月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年十月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ下田店

上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 宮古和義

青森市浜田二丁目一〇の二〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村ゆう	三・二・五

四 届出年月日

令和三年五月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和三年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円